

平成 17 年 12 月 15 日

指定管理者の指定について（練馬区立練馬女性センター）

1 内 容

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、練馬区立練馬女性センターの指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

(1) 団体の名称

特定非営利活動法人 練馬区障害者福祉推進機構

(2) 所在地

東京都練馬区豊玉北五丁目 25 番 21 号

(3) 代表者

理事長 大塚 國敏

3 指定の期間

平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで（3 年間）

4 選定の経過

平成 17 年 3 月 30 日	第 1 回指定管理者選定検討部会 (業務の範囲、応募資格、指定の期間の検討)
5 月 12 日	第 2 回指定管理者選定検討部会 (評価基準の検討)
5 月 16 日	練馬区指定管理者選定委員会による審査
7 月 22 日	第二回練馬区議会定例会 (練馬区立練馬女性センター条例改正案議決)
8 月 1 日	募集要項配布開始

8月23日	募集説明会（参加団体数22）
9月5日～9日	応募書類受付（応募団体数8）
9月27日	経営診断委託
10月26日	第3回指定管理者選定検討部会 （プレゼンテーションおよびヒアリングの実施）
10月31日	第4回指定管理者選定検討部会（評価・採点）
11月14日	練馬区指定管理者選定委員会による審査、指定管理者 候補決定

5 選定の理由

選定に当たっては、応募団体の企画書、プレゼンテーションの内容、経営診断その他提出書類等を評価した結果、当該団体については、練馬区立練馬女性センターを運営するに当たり、以下の点が優れていると判断した。（評価結果は、別表のとおり）

なお、指定管理者選定検討部会では、第3回以降、有識者委員2名を加えて評価を行った。

- (1) 当該団体の財務的特徴は、財務指標の各側面において平均的な状況を上回っており、事業を安定的に行う力があるものと考えられること。
- (2) 当該団体の内部規定の整備状況等から、法令等を遵守し、公正な運営を期待できること。
- (3) 労働関係法令を含む所要の法令をよく理解し、その遵守を図っていること。また、特に女性従業員の活用を図る姿勢が、施設の設置目的に適合すること。
- (4) 人員配置および再委託において適正な事業計画を有し、そのうえで経費見積において効率的運営が見込めること。
- (5) 危機管理に関するマニュアルの作成、責任分担および連絡調整など、施設管理の安全確保に具体的ノウハウを有すること。
- (6) 当該団体は、施設の設置目的をはじめ区の方針を理解する体制に優れ、それらに積極的に協力する姿勢を有すること。

- (7) 障害者福祉の推進を目的として設立されており、人権尊重の理念やさまざまな立場の利用者への配慮が見られるなど利用者に適切に対応し、区民サービスの向上を図ることができること。
- (8) 当該団体は区内事業者であり、さらに、練馬区障害者就労促進協会との連携により確実に障害者の就労を支援する姿勢が見られるほか、女性区民の雇用促進および再委託先に区内事業者を予定していること。
- (9) 当該団体は多くの評価項目で高い評価があり、指定管理者として、施設を管理・運営できる能力を十分有していること。

問い合わせ先

練馬区総務部人権・男女共同参画課男女共同参画担当

担当 長沼 電話 03(3993)1111 内線 5851 F A X 03(5984)1228

指定管理者（特定非営利活動法人練馬区障害者福祉推進機構）の評価結果
（練馬区立練馬女性センター）

評価項目・評価基準	配点	得点
1 団体の安定性・継続性 (1) 利益を上げる力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点	4点
2 団体運営の透明性・公正性 (1) 個人情報保護制度の有無、または、制度化する意思の有無 (2) 情報公開制度の有無、または、制度化する意思の有無	5点	4点
3 団体運営における法令等の遵守状況 (1) 法令等の遵守状況（労働関係法令の遵守を含む） (2) 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法の努力義務の遵守およびこれらの法に関する国の指針に基づく取組みの有無 (3) 理事会・役員会などの構成の適正性 (4) 理事会・役員会などの定期的開催	10点	8点
4 運営実績 (1) 同種の施設を運営するに足る実績の有無 (2) 既に運営している施設の状況 (3) 過去のトラブルへの対応状況	5点	3点
5 効率的運営・効率化への取組み (1) 人員配置の適正性 (2) 多様な雇用形態の職員を配置する工夫の状況 (3) 再委託の範囲の適正性 (4) 事業計画と収支計画の適正性 (5) 経営努力に関する提案内容	5点	5点
6 受託への熱意・意欲 (1) 施設設置目的との整合性 (2) 具体的で独創的な提案の有無	10点	8点
7 施設管理の安全性への配慮 (1) 日常的な点検体制の有無・程度 (2) 危機管理体制の有無・程度 (3) 管理上の不具合や小さな問題の区への報告に関する姿勢	10点	8点
8 施設管理運営体制 (1) 現在のサービス水準の維持 (2) 利用者ニーズに対応するための提案内容 (3) 質の高いサービス提供に向けた提案内容 (4) 施設に関する区の計画・方針に対する理解 (5) 練馬区環境方針、災害時の対応等、区の方針・事業に対する協力 (6) 併設施設との連携	10点	8点
9 利用者への対応（接遇を含む） (1) 苦情解決体制の有無、または、設置の意思の有無 (2) 利用者への公平公正な対応 (3) 利用者等の人権に対する姿勢 (4) 職員の接遇に関する取組み	10点	8点
10 職員の育成 (1) 職員に対する研修体制	5点	3点
11 団体の理念・姿勢 (1) 団体の基本理念・経営理念の明文化とその内容 (2) 団体の基本理念・経営理念の職員・利用者への周知	5点	4点
12 区内事業者・区民雇用の促進 (1) 区内事業者である (2) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む）(3) 区内の女性・障害者・高齢者の雇用 (4) 再委託における区内事業者の活用 (5) 物品の区内業者からの調達	20点	16点
合計	100点	79点